

1. 調査研究のテーマ、概要

調査研究のテーマ	多様性を認め合い、共に高め合う子どもを育てる学校・家庭・地域づくりを目指して
----------	--

○調査研究のテーマを設定した目的

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、「担任として」「学校として」「地域として」できる支援を考えることにより、外国人の人権について考える。

ア 一人一人の外国人児童生徒の進路実現に向けた基礎学力の定着

イ 他国や他民族の文化を理解し、多様性を認め合える人権学習計画の作成と実践

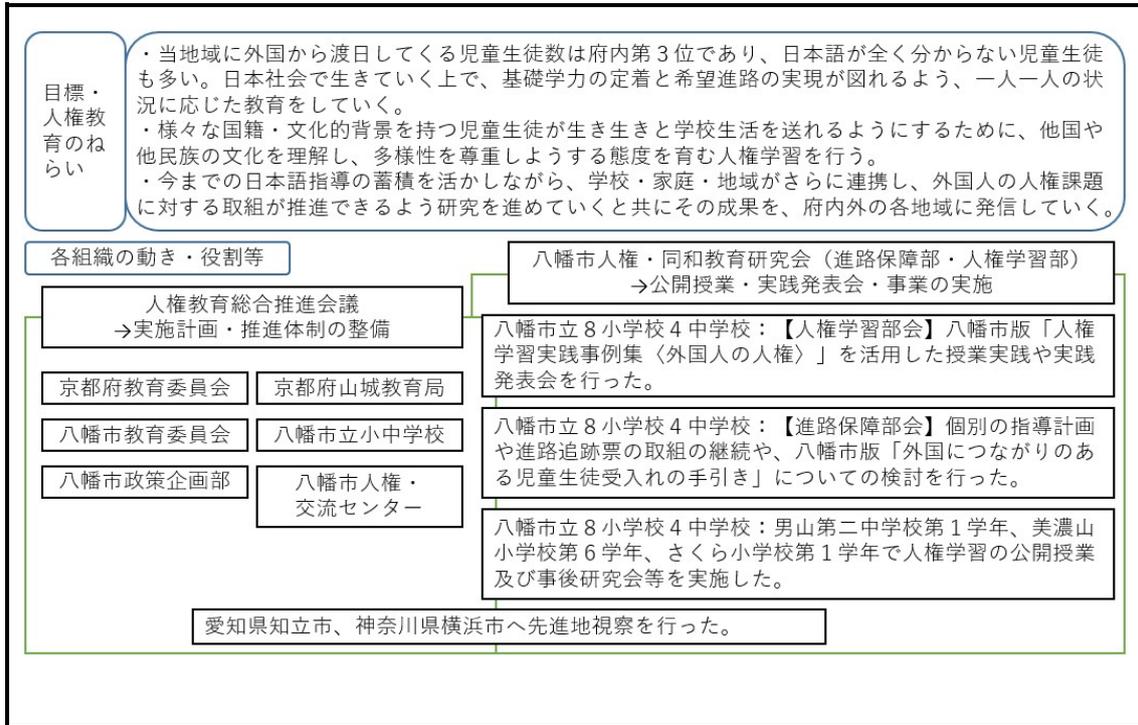
○調査研究の概要

ア 八幡市に外国から渡日してくる児童生徒は、全く日本語が分からない外国人児童生徒が多い。日本社会で生きていく上で、外国人児童生徒の基礎学力の定着と希望進路の実現が図れるよう、一人一人の状況に応じた教育をしていく。

イ 新たに日本で生活する外国人に対して、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上で様々な問題が生じている。学校においては国籍・民族・文化的背景等の違いを理由とした誤解や偏見・差別等の問題が生じないような取組を行わなければならない。また、異なる国籍・文化的背景を持つ児童生徒が生き生きと学校生活を送れるようにしなければならない。そのためにも、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」も踏まえ、他国や他民族の文化を理解し、多様性は社会を豊かにするという価値観を醸成する人権学習を行う。

ウ 八幡市を人権教育総合推進地域に指定することにより、今までの八幡市での日本語指導の蓄積を活かしながら、学校・家庭・地域がさらに連携し、外国人の人権課題に対する取組を推進できるよう研究を進めていく。そして、その成果を、府内外の各地域に発信していく。

○概念図



2. 基本情報

推進地域の概要

○都道府県名及び市町村名

京都府八幡市

○推進地域名

八幡市

○推進地域市区町村教育委員会名

八幡市教育委員会

○これまでの研究指定等の状況

人権教育総合推進地域事業（令和3・4年度）

推進協力校の概要

○学校名

八幡市立八幡小学校（日本語教室設置校）

○学級数

15 学級（うち特別支援学級 3 学級）

○児童生徒数（R.5.5.1）

全児童数：393 名

○学校名

八幡市立くすのき小学校

○学級数

24 学級（うち特別支援学級 6 学級）

○児童生徒数（R.5.5.1）

全児童数：494 名

○学校名

八幡市立さくら小学校

○学級数

16 学級（うち特別支援学級 4 学級）

○児童生徒数 (R.5.5.1)

全児童数：362 名

○学校名

八幡市立橋本小学校

○学級数

22 学級 (うち特別支援学級 3 学級)

○児童生徒数 (R.5.5.1)

全児童数：566 名

○学校名

八幡市立有都小学校

○学級数

8 学級 (うち特別支援学級 2 学級)

○児童生徒数 (R.5.5.1)

全児童数：118 名

○学校名

八幡市立中央小学校

○学級数

14 学級 (うち特別支援学級 4 学級)

○児童生徒数 (R.5.5.1)

全児童数：267 名

○学校名

八幡市立南山小学校

○学級数

14 学級 (うち特別支援学級 4 学級)

○児童生徒数 (R.5.5.1)

全児童数：243 名

○学校名

八幡市立美濃山小学校

○学級数

27 学級（うち特別支援学級 4 学級）

○児童生徒数（R.5.5.1）

全児童数：683 名

○学校名

八幡市立男山中学校

○学級数

15 学級（うち特別支援学級 4 学級）

○児童生徒数（R.5.5.1）

全生徒数：335 名

○学校名

八幡市立男山第二中学校

○学級数

14 学級（うち特別支援学級 2 学級）

○児童生徒数（R.5.5.1）

全生徒数：391 名

○学校名

八幡市立男山第三中学校

○学級数

17 学級（うち特別支援学級 3 学級）

○児童生徒数（R.5.5.1）

全生徒数：465 名

○学校名

八幡市立男山東中学校

○学級数

14 学級（うち特別支援学級 2 学級）

○児童生徒数（R.5.5.1）

全生徒数：428 名

○指定理由

八幡市は、近年、新たに渡日した外国人住民が増加し、市内の小中学校に入学、転学する日本語指導が必要な外国人児童生徒も増加傾向が続いている。

そのような状況の中、八幡市では、本事業において「日本語指導が必要な外国人児童生徒の進路実現に向けた基礎学力の定着」と「他国や他民族の文化を理解する人権学習計画の作成と実践」を柱とした取組を、市内8小学校4中学校、さらには首長部局も一体となって、3年間で持続可能な取組となるように計画し、令和5年度がその3年目となる。文部科学省の外国人児童生徒教育アドバイザーを務められている、浜田麻里教授（京都教育大学）の指導助言の下、1年目は、取組の土台づくりを進め、市内小中学校の教職員の共通理解を図ってきた。2年目の令和4年度は、拠点校である八幡小学校で、外国人児童生徒に焦点を当てたユニバーサルデザインの授業づくりにも取り組み、研究大会を通して、府内にその取組の普及を図った。令和5年度は、2年間で積み上げてきた取組を継続、発展させると共に、令和4年度に作成した八幡市版「人権学習実践事例集〈外国人の人権〉」を活用しながら、他国や他民族の文化を理解し、多様性を認め合える人権学習の充実を図ること、また、外国人児童生徒の進路保障に向けた「外国人児童教育の手引き」を作成することを計画している。外国人児童生徒が散在している本府において、これらの取組の成果を普及させることの効果は大きいと考える。

また、八幡市の小中学校に在籍する外国人児童生徒は、多国籍、多言語であり一人一人の状況に応じた教育が必要である。基礎学力の定着と希望進路の実現を図る研究では、関係機関との連携の下、日本語教室の機能の充実を図りながら、児童生徒が将来への展望を持ち、自らの進路を主体的に切り開くことを目的としている。八幡市は人権問題の解決に向け、一人一人の課題とその背景を分析し、学力の充実や進路保障に努める取組を学校・家庭・地域と連携して行ってきた歴史があり、現在では人権教育としてすべての児童生徒への取組として広げている。そのため、これまで積み上げられてきた人権教育の手法を踏まえた、外国人児童生徒の基礎学力の定着と希望進路の実現を図る研究にも効果が期待できる。

○取り組んだ人権課題について

該当するものに○印、最も主要な人権課題1つに◎印を付与

①子供	
②女性	
③高齢者	
④障害者	
⑤同和問題	
⑥アイヌの人々	
⑦外国人	◎
⑧-1 HIV 感染者等	
⑧-2 ハンセン病患者等	
⑨刑を終えて出所した人	
⑩犯罪被害者等	
⑪インターネットによる人権侵害	○
⑫北朝鮮当局による拉致問題等	
⑬性的指向、性自認	
⑭その他 ()	

3. 調査研究の内容等

○調査研究の内容

ア 一人一人の外国人児童生徒の進路実現に向けた基礎学力の定着

八幡市内全小中学校に在籍する外国人児童生徒に対して、日本語指導、進路指導等、個に応じた指導を進めると共に、一人一人の指導目標や指導内容を明確にした「個別の指導計画」を作成し、校内だけでなく、各中学校区内の小・中学校間や、さらには義務教育終了後も中・高等学校間で活用できるようにする。一人一人の指導内容の記録を蓄積し、校内や校種間で共有することで、系統的な学力の充実・向上を図る。また、外国人児童生徒が将来への展望を持ち、自ら進路を主体的に切り拓くことができるよう、日本語教室だけでなく、各教科においても外国人児童生徒に焦点を当てたユニバーサルデザインを意識した授業改善を図る等、義務教育終了後も自学できる力を高める取組を行う。加えて保護者や本人への進路や受験に関する情報提供・相談等の支援を行う。また、各学校に日本語指導が必要な子どもが転学してきた場合に、対応の手順や要点が分かるような「外国人児童生徒教育の手引き」の作成を進める。

イ 他国や他民族の文化を理解し、多様性を認め合える人権学習計画の作成と実践

外国人児童生徒が、所属する学級（在籍学級）で学習活動に参加するためには、多くの支援が必要である。さらに、安心して学び、生活できるようにするため、「異文化理解」「多文化共生」「人権尊重」などの教育は必要不可欠であり、児童生徒が、違いを認め、互いを尊重しながら学び合う学級、学校を目指して、外国人の人権問題に関する人権学習計画を作成し、その実践を図る。

そのために、外国人の人権に関する知識的側面の指導や、外国人の人権問題を自らの課題として捉え解決しようとする実践的な態度の育成に向けた指導ができるよう、八幡市立小中学校の外国人の人権問題に関する実践をまとめた八幡市版「人権学習実践事例集〈外国人の人権〉」を活用しながら改善を進めていく。また、学校と市教育委員会の連携のもと、担当指導主事による授業参観や授業改善に向けた指導・助言を行ったり、市内学校間で人権学習の交流等を行ったりする等、市教育委員会と市内の小中学校が一体となって、その普及に努める。

さらには、人権学習を通して、児童生徒の多様性に対する開かれた心と肯定的価値観の育成を図ることで、いじめの未然防止へとつなげる。

○実施方法

ア 一人一人の外国人児童生徒の進路実現に向けた基礎学力の定着の取組について

・日本語指導教室では、日本語指導が必要な外国人児童生徒を日本語初期、初級指導の段階から教科の授業に参加させるようにした。教科指導では、教科書を読めるようになる

ことを目的とした教材を作成し、授業を行った。併せて、中学生には、進路実現に向けて基礎学力を身に付けるための指導も行った。また、各在籍校の支援員と連携を図るため、共通の教材（教材文、語彙練習プリント、文型プリント、小テスト等）を作成した。

- ・ICTを活用した授業の工夫・改善を進めた。
- ・3小学校、1中学校に日本語支援員を派遣し、日本語指導を行った。
- ・外国人児童生徒について、「個別の指導計画」や「進路追跡票」を作成し、日本語指導、進路指導等、個に応じた指導を進め、校種間で活用できるようにした。また、関係機関と連携した支援体制づくりを行った。
- ・日本語指導が必要な子どもが編入してきた場合に、教職員が対応の手順や要点等、必要な情報が得られるように「外国につながるのある児童生徒受入れの手引き」を作成した。

イ 他国や他民族の文化を理解する人権学習計画の作成と実践の取組について

- ・外国人の人権に係る学習が系統的にできるよう令和4年度に作成した八幡市版「人権学習実践事例集〈外国人の人権〉」を活用した実践を進めた。また、授業での児童生徒の振り返りを必ず行うこととし、取組（特別の教科道徳、学級活動、特別活動等）の検証に生かすようにした。
- ・人権学習を参観等で公開したり、学校便りやHP等に学校の取組状況等を掲載したりすることで、家庭・地域への啓発を図った。
- ・関連する図書を図書室や学級に配架する等、児童生徒が日常的に他国や他民族の文化への理解を深めることができる環境整備を進めた。

ウ 地域との連携について

- ・人権教育総合推進会議に、政策企画部市民協働推進課及び人権・交流センターも加え、首長部局と連携しながら地域への普及や啓発を行った。
- ・市民協働推進課では、外国人住民が日本語の理解を深める機会を確保できるよう、京都府国際センター、地域日本語教室等との連携により、「日本語指導ボランティア養成講座」を開催し、受講者は八幡市内に住む外国人の日本語学習を支援するボランティア団体・市民活動団体（日本語教室）で日本語指導の活動を行っている。また、関西大学外国語学部と連携して、外国の言語や文化を紹介するイベントを継続して実施している。
- ・八幡市人権・交流センターでは、人権学習総合講座の開講式で多文化共生についての講演会を行った。

4. 検証・評価・改善・普及

- ・外国人児童生徒の進路を把握し、指導や支援の効果を検証・評価し改善する。令和4年度の八幡市立中学校在籍の外国人生徒の進学率は100%であった。
- ・一人一人の外国人児童生徒の進路について、「進路追跡票」に記録し、情報を蓄積することにより、事業終了後も外国人児童生徒の進路指導や保護者との進路相談等に生かす。
- ・日本語指導教室通室児童生徒の日本語習得と学力の状況を「個別の指導計画」に記録し、在籍学校との連携や指導の改善に活用する。
- ・「個別の指導計画」を作成し、指導の改善につなげるとともに、進学時に引き継ぐことで、小中学校9年間を見通した系統的な指導の継続がされるようにする。
- ・教職員向け人権アンケートでの質問項目「授業や活動・指導・取組の中で積極的にICTを活用している」への「はい」への回答：1学期77.8%⇒年度末82.7%
- ・外国人児童生徒への支援の充実を図るため、関係する各機関やボランティア等との連携を進める。
- ・ユニバーサルデザインを意識した授業実践は外国人児童生徒にも有効であることから、今後も継続、実践を進める。
- ・外国人児童生徒への統一した指導支援の方針の必要性が確認されたので、今年度作成した「外国につながるの児童生徒受入れの手引き」を市内小中学校に配付し、活用と改善を進める。また手引きについては市外にも公開し、普及を図る。
- ・外国人児童生徒の人権に関わる学習や取組は、外国人児童生徒のみならず、全ての児童生徒にとって魅力ある、安心できる学校・学級づくりにつながることを確認できた。「外国につながるの児童生徒受入れの手引き」には、学級や学校での具体的な配慮や学習指導の仕方が記載されているので、それらも活用して、児童生徒の多様性に対する開かれた心と肯定的価値観の育成や誰もが安心して過ごせる学校づくりを進める。
- ・八幡市版「人権学習実践事例集〈外国人の人権〉」を活用した人権学習を実施し、振り返りでの児童生徒の記述から人権意識の変容について検証し、教材の評価、改善を行う。またこの学習を今後も継続することで、市内小中学校で系統的な外国人の人権問題への学習が引き続きできるようにする。
- ・男山第二中学校、さくら小学校、美濃山小学校で「外国人の人権」を題材とした公開授業及び事後研究会を行い、事後研究会等から、小中9年間の系統性を見据えた指導の大切さを確認することができた。
- ・3年次実践発表会を行い、3年間の本市の取組について京都府内への実践の発信を行った。今後も外国人の人権や日本語指導についての視察を積極的に受け入れ、また公開授業等を通して、本市の実践についての普及を図る。
- ・本事業終了後も、政策企画部市民協働推進課や八幡市人権・交流センターとも連携し、外国人住民に向けての様々な啓発活動を通して、地域住民に対する取組の普及を図る。

5. 推進体制（都道府県・指定都市教育委員会を含む）

